

胆振管内各市町と北海道胆振総合振興局から 個人住民税の特別徴収のお知らせ



北海道胆振総合振興局イメージキャラクター
＜いぶりONE＞

◆事業主には個人住民税を『特別徴収』する義務があります◆

胆振管内では、平成28年度から個人住民税の特別徴収未実施の事業主（給与支払者）の皆さまを、順次、各市町が特別徴収義務者に指定します。

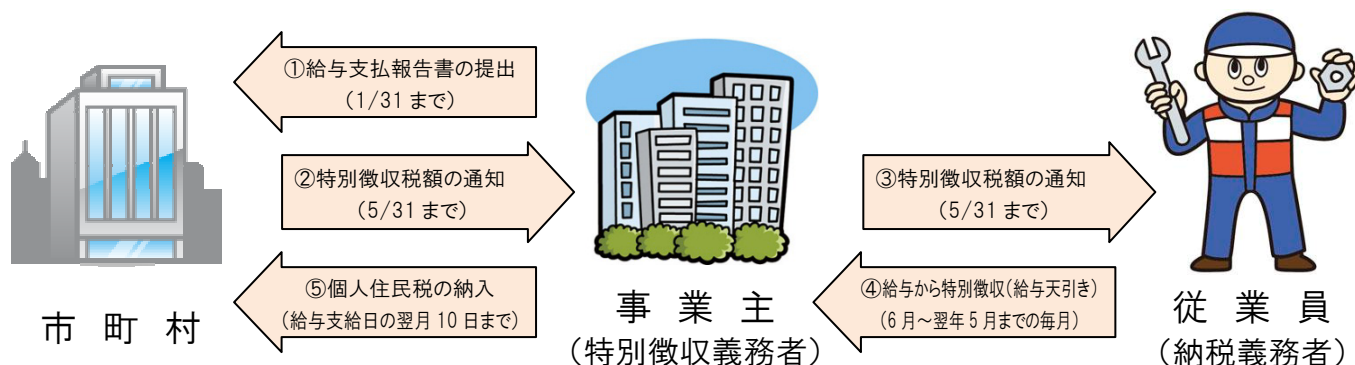
従業員（給与所得者）の所得税を源泉徴収する義務のある事業主（給与支払者）は、個人市町村民税・個人道民税（あわせて「個人住民税」といいます。）についても、『特別徴収』しなければならないこととされています（地方税法第321条の4）。

胆振管内各市町においても、特別徴収の要件に該当する事業主の皆さまを対象に、平成28年度から順次、個人住民税の『特別徴収義務者』指定を実施していくことになりました。

■個人住民税の『特別徴収』とは？

事業主（特別徴収義務者）が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員（納税義務者）が納めるべき個人住民税を毎月の給与から徴収（天引き）し、従業員に代わって市町村に納入する制度です。

■個人住民税の『特別徴収』の仕組み



- ① 市町村へ給与支払報告書を提出します。
- ② 市町村が特別徴収税額を計算し、特別徴収税額決定通知書により事業主に通知します。
- ③ 従業員に特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）を交付します。
- ④ 特別徴収税額決定通知書に基づき、毎月の給与から特別徴収税額分（月割額）を徴収（天引き）します。
- ⑤ 給与を支給した月の翌月10日までに、金融機関を通じて市町村に納入します。

裏面もご覧ください

個人住民税の『特別徴収』に関する Q&A

Q 1 事務の手間が増えるのではありませんか？

A 1 個人住民税の『特別徴収』は所得税のように**税額を計算したり、年末調整をする手間がかかりません。**
従業員の方がお住まいの市町村から通知された税額を毎月の給与から徴収（天引き）し、市町村に納入していただくだけです。

Q 2 個人住民税の『特別徴収』を実施すると何かメリットがあるのですか？

A 2 個人住民税の『特別徴収』を実施することで、次のようなメリットがあり、従業員の納税の便宜を図ることができます。事業主の皆さまには、法令に基づく適正な個人住民税の『特別徴収』の実施をお願いします。

- ① **納期が年 12 回になるので、普通徴収に比べ 1 回当たりの負担が少なく済みます。**
【例】個人住民税の年税額が 24 万円の場合
・ 年 4 回の納期 ～ 1 回当たりの税額 6 万円
・ 年 12 回の納期 ～ 1 回当たりの税額 2 万円
- ② **従業員が納期ごとに金融機関などに出向く必要がありません。**
- ③ **個人住民税の納め忘れがなくなり、延滞金がかかる心配がありません。**

Q 3 『特別徴収』に切り替える場合の手続は？

A 3 「給与支払報告書」の提出期限である 1 月末日までに、従業員の方がお住まいの市町村の住民税担当課にご連絡ください。
また、年度の途中で特別徴収に切り替えることもできますので、ご相談ください。

個人住民税の『特別徴収』を実施する場合の手続などの詳細は、従業員の方がお住まいの市町村の住民税担当課までお問い合わせください。

【胆振管内各市町住民税担当課】

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| ◆ 室蘭市 市 税 課 0143-25-2706(直通) | ◆ 白老町 税 務 課 0144-82-2659(直通) |
| ◆ 苫小牧市 市 民 税 課 0144-32-6254(直通) | ◆ 厚真町 総 務 課 0145-27-2481(直通) |
| ◆ 登別市 税 務 グループ 0143-85-1155(直通) | ◆ 洞爺湖町 税 務 財 政 課 0142-74-3003(直通) |
| ◆ 伊達市 税 務 課 0142-23-3331(代表) | ◆ 安平町 税 務 課 0145-22-2513(直通) |
| ◆ 豊浦町 町 民 課 0142-83-1404(直通) | ◆ むかわ町 町 民 生 活 課 0145-42-2413(直通) |
| ◆ 壮瞥町 税 務 財 政 課 0142-66-2121(代表) | |

【北海道胆振総合振興局】

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| ◆ 地域政策部納税課 0143-24-9586 (直通) | ◆ 苫小牧道税事務所納税課 0144-32-5284(直通) |
|------------------------------|--------------------------------|

特別徴収様式ダウンロードサイト

道内 特別徴収様式

検索

道内全市町村の特別徴収様式をダウンロード可能！！



eLTAx（エルタックス）とは、道税や市町村税の申告や届出をインターネットを利用して行うシステムです。

平成 26 年 3 月から道内全市町村で利用可能！利用時間も拡大されてますます便利に！

ご利用時間 8:30～24:00 土日祝、年末年始（12/29～1/3）を除く

詳しくは、お住まいの市町税務窓口、または、eLTAx ヘルプデスクへお問い合わせください。

ホームページ URL <http://www.eltax.jp/>

eLTAx ヘルプデスク 0570-081459（受付時間 9:00～17:00 土日祝、年末年始を除く）